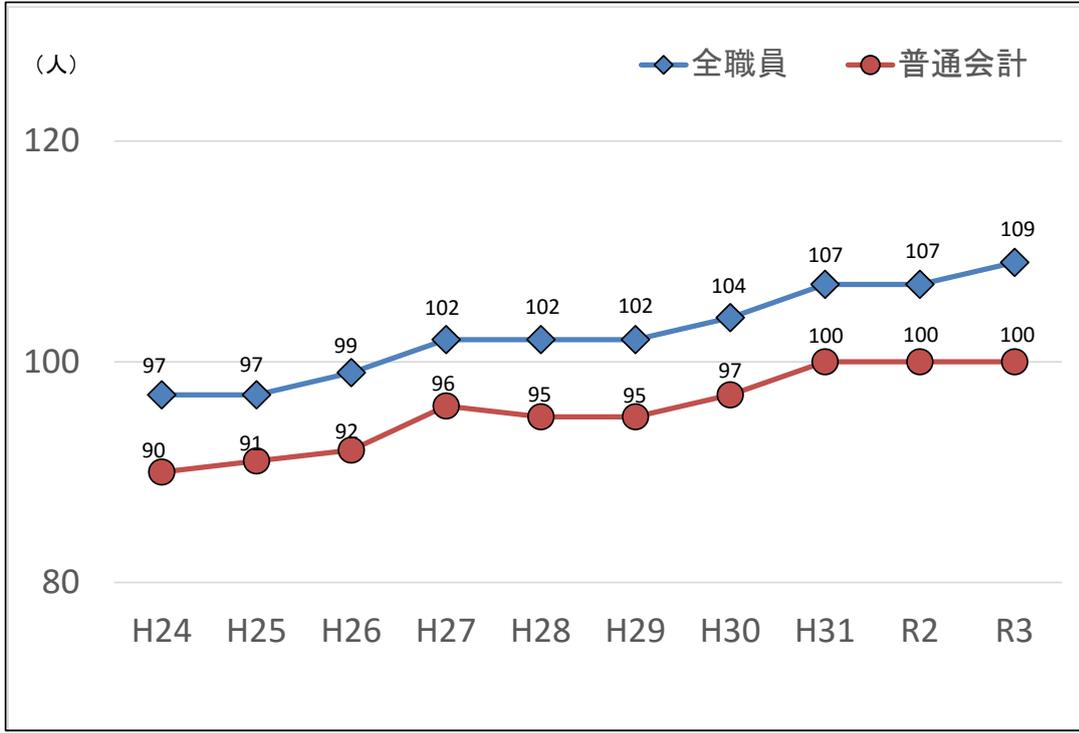


大玉村職員の人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法及び大玉村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、村職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移(各年4月1日現在)



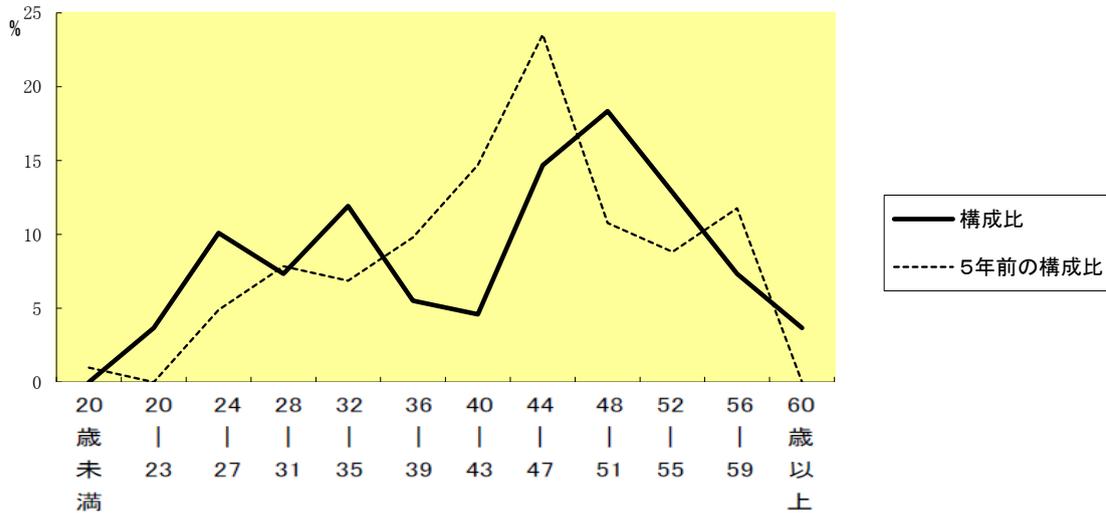
(2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年度	令和2年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	育休から復職した職員の配置に伴う増 除染関連業務の縮小に伴う減 職員配置の見直しによる増
		総務	25	24	1	
		税務	7	7	0	
		民生	15	15	0	
		衛生	10	11	△1	
		農水	8	8	0	
		商工	2	2	0	
		土木	8	7	1	
	計	77	76	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.49 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.29 人)	
	教育部門	25	24	1	育休予定職員の休職による業務対応を想定した職員の増	
	小計	102	100	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 132.73 人)	
公営企業会計等部門		水道	3	3	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	3	3	0	
		小計	7	7	0	
合計		109 [116]	107 [116]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.0 人	

(注)1 職員数は地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	11人	8人	13人	6人	5人	16人	20人	14人	8人	4人	109人

(注)職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数である。

(4) 職員の採用・退職の状況(令和2年4月2日～令和3年4月1日)

区分	職員数	内 訳
採用者数	5人	新規職員採用 4人 再任用職員の採用 1人
退職者数	2人	定年退職 1人 勸奨退職 1人

(5) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	76	75	73	76	76	77	1 (3.9%)
教育	19	20	24	24	24	25	6 (20.8%)
普通会計計	95	95	97	100	100	102	7 (8.0%)
公営企業等会計計	7	7	7	7	7	7	0 (0.0%)
総合計	102	102	104	107	107	109	7 (7.5%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(6) 会計年度任用職員の状況

(単位 : 人)

区分	任用	R2.4.1	R3.4.1	主な職種
フルタイム		42	8	教諭
パートタイム		116	105	一般事務

2. 職員の人事評価の状況

職員が自らその職務に対して目標設定・自己評価することによる、職員の能力開発及び人材育成を目的とした人事評価については、平成28年度より実施しています。導入時より評価の客観性、公平性を高めることに努めるとともに、この人事評価に基づく昇給・昇格、給与等への反映についての導入・実施時期を検討し、令和4年度からの導入を予定しています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
R2年度	人 8,787	千円 5,649,710	千円 321,566	千円 1,181,176	% 20.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2年度	人 100	千円 358,584	千円 52,943	千円 146,368	千円 557,895	千円 5,579

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(3) 会計年度任用職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費					(参考)一人当たり給与費 B/A
		給料	報酬	職員手当	期末手当	計 B	
R2年度	人 156	千円 91,855	千円 127,372	千円 2,496	千円 33,981	千円 255,704	千円 1,639

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大玉村	42.4 歳	317,599 円	355,257 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(5) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	大玉村		国
	一般行政職	大学卒	186,500 円
	高校卒	153,900 円	150,600 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	(※) 円	(※) 円	(※) 円
	高校卒	(※) 円	(※) 円	(※) 円

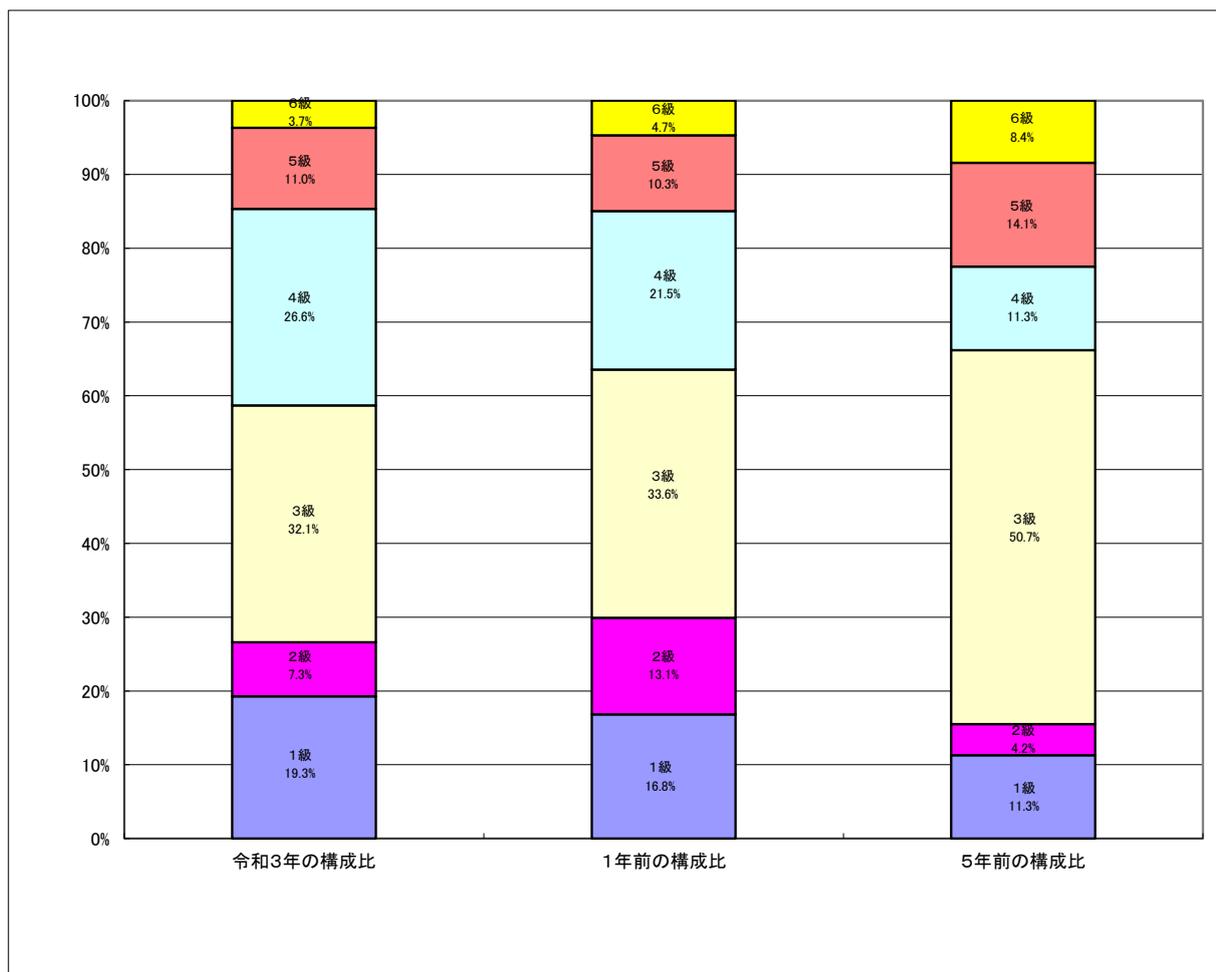
(※) 対象者がゼロか僅少であるため、平均値を求めていない。

(7) 級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	21人	19.3%	149,300円	253,300円
2 級	主任主事の職務	8人	7.3%	199,900円	311,100円
3 級	係長・主査の職務	35人	32.1%	235,800円	358,200円
4 級	課長補佐・主任主査の職務	29人	26.6%	269,200円	393,300円
5 級	課長・主幹の職務	12人	11.0%	295,500円	404,900円
6 級	部長・参事の職務	4人	3.7%	326,400円	424,100円

(注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(8) 期末手当・勤勉手当(令和3年度)

区 分	6月	12月	計
期末手当	1.250月 (0.675月)	1.250月 (0.675月)	2.500月 (1.350月)
勤勉手当	0.95月 (0.475月)	0.95 (0.475月分)	1.900月 (0.950月)
計	2.200月 (1.150月)	2.200月 (1.150月)	4.400月 (2.300月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(9) 退職手当(令和3年4月1日現在)

大 玉 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし)	(割増率1~45%)		
1人当たり平均支給額	21,868 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(10) 特別職の報酬等の状況(令和3年度)

区 分		給料月額等	
給 料	村 長	757,000 円	報 議 長 303,000 円
	副 村 長	606,000 円	副 議 長 227,000 円
	教 育 長	567,000 円	議 員 205,000 円
期 末 手 当	村 長	(令和2年度支給割合)	
	副 村 長	6月期	1.650 月分
	教 育 長	12月期	1.650 月分
		計	3.300 月分
	議 長	(令和2年度支給割合)	
	副 議 長	6月期	1.650 月分
	12月期	1.650 月分	
	計	3.300 月分	

(11) 会計年度任用職員の給料等の状況(令和3年4月1日)

区分	給料月額等	主な職種
フルタイム	行政職給料表1級11号給 (月額) 161,000円	幼稚園教諭
パートタイム(時間額)	行政職給料表1級1号給 (月額) 149,300円	一般事務
パートタイム単純労務(時間額)	技能労務職給料表1号給 (月額) 135,400円	用務員・管理員

※パートタイム会計年度任用職員、パートタイム単純労務会計年度任用職員は時間額で計算となり、勤務時間に応じた支給となるため記載の給料月額等より金額が割落とします。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの 令和3年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況令和2年1月～令和2年12月)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B)/(C)	取得率(B)/(A)
3780日	1019日	105人	9.7日	27%

(注)一般職員を対象とした取得状況です。

(3) 休暇制度の概要(令和3年4月1日現在)

休暇の種類	内 容	備 考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のための休暇 90日間以内 (結核性疾患により長期の療養を要するものと認められた者については2年以内の期間)	
主な特別休暇	出産のための休暇 出産予定前8週間以内及び出産予定後8週間以内の期間	
	配偶者の出産休暇 配偶者が出産する2日以内の期間	
	育児休暇 1日2回 各45分以内	
	子の看護休暇 1年に7日以内の期間 ※義務教育の終期に達するまでの子	
	夏季休暇 6月～9月の期間内、5日以内の期間	
	忌引休暇 続柄及び死亡時の生計関係により1日～10日以内の期間	
	ボランティア休暇 自発的・無報酬で社会貢献活動を行う。1年の内5日以内の期間	
	結婚休暇 連続する7日以内の期間	
	父母の祭日の休暇 都度1日以内	
	骨髄移植に係る登録又は骨髄移植の提供の休暇 必要と認められる期間	
	リフレッシュ休暇 勤続20年満了で3日以内の期間 勤続30年満了で5日以内の期間	
	男性職員の育児休暇 配偶者の出産予定日6週間前から出産後8週間の間で5日以内の期間	
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある親族を介護するため、連続する6月の期間内において必要と認められる期間(無給)	令和2年 取得者数 0人
介護時間	要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲(無給)	令和2年 取得者数 0人

5. 職員の休業に関する状況（令和2年度）

育児休業	職員が3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで取得することができる制度（無給）	取得者数	男性 0人 女性 1人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始めまたは終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度（無給）	取得者数	男性 0人 女性 1人

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和2年度）

処分内容		処分者数	処分理由	内 容
分限処分	免職	0人		分限処分とは公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、勤務成績が良くない場合、心身の故障によるものや職に必要な適格性を欠く場合の処分があります。
	降任	0人		
	休職	0人		
	降給	0人		
	失職	0人		
懲戒処分	免職	0人		懲戒処分とは、制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合があります。
	停職	0人		
	減給	0人		
	戒告	0人		

7. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされ、このサービスの根本基準を実行するため、職員には次のような義務や制限が課されています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務に専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治活動等をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

8. 職員の退職管理の状況

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、現職職員に対して契約等事務についての働きかけが禁止されています。働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が公平委員会へ報告するとともに、調査を実施し、その調査過程を公平委員会が監視することとなっています。なお、令和2年度は、これらに関する報告等はありませんでした。

9. 職員の研修の状況（令和2年度）

(1) 職場外研修

研 修 名	人 数	研 修 先
新規採用職員研修(前期)	3人	ふくしま自治研修センター
新規採用職員研修(後期)	3人	
新任係長研修	1人	
新任管理者研修	1人	
交通安全研修	5人	福島市主催（オンライン）

(2) 職場内研修

令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、職場内における研修の開催を中止といたしました。

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（令和2年度）

健 康 診 断 の 種 類	受 診 者 数	備 考
生活習慣病予防集団検診	172人	会計年度任用職員を含む
施設成人病検診(人間ドック)	22人	

(2) メンタルヘルス総合対策事業

事 業 名	受 診 者	備 考
心の健康相談	24人	年間6回開催
ストレスチェック	285人	会計年度任用職員を含む

(3) 共済制度

職員の生活安全と福祉の向上を図るため、福島県市町村職員共済組合に加入しています。また職員互助会を組織し、福利厚生事業をおこなっております。

(4) 公務災害等の発生状況（令和2年度）

区 分	災害件数	
公務災害	職務遂行中の負傷	1人
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0人
	出張中の負傷	0人
	レクリエーション参加中の負傷	0人
	その他の行為中の負傷	0人
通勤災害(通退勤途上中の負傷)	0人	

11. 公平委員会の業務の状況（令和2年度）

地方公務員法第7条第3項の規定により、市町村及び地方公共団体の組合は公平委員会を置くこととされ、本村では、同法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を福島人事委員会に委託しています。また、毎年7月末までに福島県人事委員会から前年度の業務の状況の報告を受けることとしています。

本村、公平委員会の平成30年度における業務の状況は次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

該当なし

(3) 人事行政相談の状況

該当なし

(4) その他

① 職員団体の登録の状況（新規及び変更等の手続を行った団体のみ記載）

ア 登録職員団体名

自治労大玉村職員労働組合

イ 変更登録年月日とその内容

令和2年12月3日 ※役員の変更

② 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則改正年月日）

令和2年8月7日

③ 職員の退職管理に関する状況

ア 地方公務員法第38条の3に基づく報告件数

なし

イ 地方公務員法第38条の4に基づく報告があった件数

なし

ウ 人事委員会が地方公務員法第38条の5に基づく調査を要求した件数

なし